

令和4年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）

◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君	13番	吉 田 敏 男 君

◎欠席議員（1名）

6番 熊 澤 芳 潔 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸 山 一 人 君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 議会運営委員の辞任＜P 4＞
- 追加日程第1 議会運営委員の選任＜P 4＞
- 日程第 5 行政報告（町長）＜P 5～P 9＞
- 日程第 6 報告第 7号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 9＞
- 日程第 7 議案第78号 教育委員会委員の任命について＜P 9＞
- 日程第 8 議案第79号 年末年始の休日変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について＜P 9～P 12＞
- 日程第 9 議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例＜P 12～P 13＞
- 日程第10 議案第81号 足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例＜P 13～P 14＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 6番、熊沢芳潔君は欠席であります。

ただいまから、令和4年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時 7分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、8番川上修一君。9番高橋秀樹君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

昨日開催されました第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、9月6日から9月27日までの22日間とし、このうち、7日から14日までと、17日から25日までの17日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、9月6日は、最初に議長の諸般の報告を受けます。

次に、議会運営委員の辞任について審議いたします。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、報告第7号の報告を受けたのち、議案第78号から議案第81号までを即決で審議いたします。

15日は、一般質問などを行います。

16日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

なお、議案第82号から議案第90号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第91号と議案第92号は、令和3年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から9月27日までの22日間に決定をいたしました。

なお、22日間のうち7日から14日までと、17日から25日までの合計17日間は休会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、17日間は休会と決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月8日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時26分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

引き続き、諸般の報告を行います。先ほど開催されました、広報広聴常任委員会における会議の結果の報告がまいりましたので、報告をいたします。

熊沢芳潔君の広報広聴委員会委員長の辞任申出の件は、委員会の協議の結果、許可をされました。

また辞任に伴い、高橋健一議員が広報広聴常任委員会委員長として互選をされました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 議会運営委員の辞任

○議長(吉田敏男君) 日程第4、議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

8月30日、熊沢芳潔君から一身上の都合の理由により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りをいたします。本件は申出のとおり、辞任を許可することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。したがって、熊沢芳潔君の議会運営委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

◎ 議会運営委員の選任

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員の辞任により、議会運営委員会に欠員が生じることから、議会運営委員の選任を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。よって議会運営委員の選任を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

追加日程第1、議会運営委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、足寄町議会総合条例第113条の第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、条例第113条の第2項の規定によって、高橋健一君を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました。高橋健一君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、4件の行政報告を申し上げます。

まず、7月27日の大雨災害の状況等についてご報告いたします。

北海道付近は、気圧の谷の中で大気の状態が非常に不安定になり、27日昼過ぎから雨雲が発達し、局地的に雷を伴った猛烈な雨が降りました。

気象庁は、同日午後5時14分、本町に洪水警報を発表したのに続き、午後5時30分に浸水害、午後5時42分に土砂災害に関する大雨警報を発表、さらに1時間に約90ミリの雨量を解析したとして、午後5時46分に記録的短時間大雨情報を発表しました。その後、土砂災害の危険が高まったことから、午後5時55分には、土砂災害警戒情報も発表されました。

この間、雨は断続的に降り続きましたが、午後8時を過ぎた頃には、雨の勢いが弱まったことなどから、午後8時15分に土砂災害警戒情報が解除され、午後10時26分には、本町に出されていた全ての警報が解除されました。

今回の雨は、市街地とその近郊の限られたエリアを直撃し、しかも、短時間に非常に激しい雨が降る局地的豪雨となりました。町では、防災無線放送による住民への注意喚起を行うとともに、総務課、建設課、福祉課、経済課及び消防課職員が中心となり災害発生箇所への対応に当たりました。

主な被害ですが、西町9丁目の町道美盛足寄線の横断管が、シモアイカップ川から流れ込んだ雨水を通水しきれず、特別養護老人ホームの駐車場に水が流れ込みまし

た。特別養護老人ホームへの流入は阻止できましたが、水の勢いが強く、町道山手通側へ流れ込み、西町9丁目の住宅1棟が床下浸水したほか、西町8、9丁目地区の一部で道路が冠水する被害が発生しました。この冠水により通行できなくなった町道西町9丁目通の一部、町道山手通の西町7丁目から9丁目までの一部を通行止めにしてしまいましたが、水が引いたことから、路面清掃等を行い翌28日に解除しました。

同じく、路肩崩落などにより通行止めにしていただいていた町道美盛足寄線も、路面復旧や路面整正等を行い29日に解除しています。その他、町内数箇所道路冠水などの報告がありましたが、建設課がその対応に当たりました。

また、国民健康保険病院では、病院敷地内の電柱に落雷したことにより、院内に電力を供給するケーブル末端が焼損し停電が発生しました。自家発電機が稼働したため、入院されている患者さんに大きな影響はなかったものの、安定的な電力供給が難しいことと復旧作業のため、28日の外来診療を休止しました。28日の午後には全面復旧し、29日から通常どおり再開しています。

今回の大雨で、町道は、道路決壊のため、常盤の沢線を国道から約4km地点で通行止め、路面欠損や路肩崩落などが発生した中矢幹線、仲和線、美北線、花輪線は、現在も片側交互通行の措置を行っています。全面復旧に必要な補修工事費1,150万円を、本定例会に補正予算として提案しております。

次に、農業被害についてですが、農作物は、主に共励、平和、鷲府など市街地近郊の農地で被害を受けました。農地の冠水、流出等による被害面積は、小豆4.4ヘクタール、てん菜4ヘクタール、大豆3.5ヘクタール、金時3.3ヘクタール、玉ねぎ3ヘクタール、長芋1ヘクタール、手亡0.3ヘクタールで、総被害面積は19.

5ヘクタールとなっています。

農地は、1か所で農地崩落が発生しており、復旧工法等について、受益者と現在協議中です。

林道では、カムイロキ線林道外4路線で、切土法面崩壊や路肩決壊、路面流出などの被害が発生しました。カムイロキ線林道の路肩決壊及び盛土法面崩壊の被災箇所については、国庫補助金の申請に向け準備を進めておりますが、補助申請に必要な測量調査を早急に行う必要があったことから、業務委託費96万円を予備費から充用させていただきました。また、本定例会に補正予算として、工事請負費53万5千円も提案しております。

この夏は、全国各地で今回のような局地的なゲリラ豪雨が発生し、各所で大きな被害をもたらしています。本町におきましては、河川氾濫や大規模土砂崩れなどの大きな被害には見舞われませんでした。被災箇所の早期復旧を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げ、大雨災害についての行政報告とさせていただきます。

次に、十勝町村会が導入を目指している、地方版図柄入りナンバープレート（ご当地ナンバープレート）についてご報告いたします。

現在、国は、地域振興や観光振興に活用するため、自動車のナンバープレートに新たな地域名を表示し、地域独自の図柄をデザインするご当地ナンバープレートの導入について、その対象地域を募集しています。

十勝町村会は、十勝ブランドの更なる認知度向上を図り、地域振興等に活用するため、ご当地ナンバープレートの導入を目指すことを決定しました。

当初、十勝町村会では、「十勝は一つ」として19市町村全域での導入を目指して

いましたが、北海道運輸局から「帯広」ナンバーはそのまま残り、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を導入するのがご当地ナンバーの趣旨との見解が示され、帯広市は、「帯広」ナンバーのままで、18町村で「十勝（とちかち）」等の新ナンバー導入を目指すこととしました。

ご当地ナンバープレートは、平成18年以降、今回で4回目の募集となり、「富士山」や「つくば」、道内の「知床」「苫小牧」など、これまで46のご当地ナンバーが誕生しています。十勝18町村の登録自動車台数は、約12万台で、十勝全体の57%を占めており、十勝の走る広告塔として認知度アップに貢献するものと考えられています。ただし、ご当地ナンバープレートが導入された場合、令和7年5月以降に新規・移転・変更登録する18町村の自動車は、「帯広」ナンバープレートを選択することができなくなります。

ご当地ナンバーの導入に当たっては、地域住民の賛同が得られていることを示す必要があるため、十勝町村会から各町村に対し、ご当地ナンバープレートについて広く住民周知を行うとともに、導入の賛否を問うアンケート調査の実施を要請されました。

本町では、町ホームページや広報あしよろにおいて周知を図るとともに、10月中旬までにアンケート調査の実施を予定しています。今後は、十勝町村会で各町村のアンケート結果を集約し、11月中には、導入意向を表明するか否かの判断をすることになっています。

なお、アンケート調査実施に係る郵送料につきましては、本定例会に補正予算として提案しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

次に、令和4年6月7日開会の第2回足寄町議会定例会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取り組みについて行政報

告していたところですが、その後の対策状況についてご報告いたします。

まず、新型コロナワクチンの4回目の接種ですが、本町においては7月から集団接種により実施しており、国のワクチン接種記録システムに入力されたデータによりますと、8月28日現在、本町の4回目接種完了者は2,115人で、令和3年1月1日の人口に対する足寄町の接種率は31.81%、北海道の接種率は21.22%となっております。今後も、希望する方が接種できる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、国は、重症化予防を図ることを目的に、ワクチン接種を2回以上完了した方を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を今後開始する方向で検討しており、対象者や接種間隔等の詳細が決まり次第、町内医療機関と協議を行い、速やかに実施できるように体制を整備してまいります。なお、事業実施に必要な経費につきましては、本定例会に補正予算を計上しております。

次に、本年9月から10月に予定しておりました足寄高校生海外研修派遣事業についてですが、出国、入国に係る各種制限や、現地において新型コロナウイルス感染者が発生した場合に安全な事業実施が困難となることから、一昨年から引き続き、同事業実行委員会において、本年度の派遣を見送ることを決定いたしました。今後、足寄高校やウエタスキウィン市などの関係機関と、来年度における1、2年生の派遣について協議・検討を進めていくこととし、事業に参加できなかった生徒に対する代替事業の実施を進めてまいります。

続いて、町内におけるイベントの実施状況についてですが、毎年8月に開催しております足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、本年度は町民を対象に花火大会のみを実施することとし、8月

15日に約3,000人の来場者を迎え開催いたしました。なお、9月に予定しておりますオンネット物語につきましては、観光協会から、自然ふれあい教室やコンサートなどの催事も含め、現地で感染対策を図って開催する予定と伺っております。

次に、コロナ禍における原油価格・物価高騰により光熱水費や食費等の支出が増加し、生活に影響を受けている方々の支援を行うため、町民税均等割が非課税の高齢者世帯及び障害者世帯に対して、北海道の補助金を活用し、1世帯当たり12,000円を支給することとし、必要な経費を本定例会に計上しております。10月以降、対象者に対して速やかに交付できるように準備を進めてまいります。

続きまして、「令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した本町における実施予定事業についてご報告いたします。

本町の現時点における交付限度額は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を含め1億7,569万3千円となっております。令和4年度当初予算及び6月補正予算で実施予定事業の一部を予算計上していたところですが、留保していた交付金を財源とした新型コロナウイルス感染拡大防止等の事業を追加で実施することといたしました。追加で行う本町の実施予定事業は、別紙資料のとおりに必要な予算を本定例会に提案させていただいております。

今後実施予定の主な事業としましては、町税や公営住宅料、上水道料金等を、金融機関・役場窓口に加えて、コンビニエンスストアやスマートフォン決済で納付ができるように、各種システムを改修する経費として委託料及び上水道事業会計負担金に、あわせて903万1千円を計上しました。

また、アフターコロナの観光振興を目的に、道の駅「あしよろ銀河ホール21」の魅力向上に向けた屋上等外部改修や多目的観光施設の塗装を行うこととし、5,21

0万1千円を予算計上したほか、あしよろ観光協会が実施するファミリー層誘客に向けたキッズスペース設置や宣伝・広告を行う費用に対する補助金260万5千円を計上しました。

次に、令和5年度に建設を予定していました総合体育館防災倉庫新築事業ですが、コロナ禍における避難所の感染対策に必要な屋内テント等の備品の保管を行うため、本交付金を活用して本年度整備を行うこととし、総合体育館防災倉庫新築工事として2,951万3千円を計上しました。

今後におきましては、新たな国のコロナ対策事業等の実施や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分も見込まれることから、コロナ禍における原油価格・物価高騰による影響を受けている町民の生活支援の検討を行うほか、事業継続に困っている事業者への支援等について、引き続き、町内関係団体や金融機関等とも情報交換を行い、必要な対策を検討してまいります。なお、迅速な対応が必要になり議会の議決をいただく時間的余裕がない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについてご報告いたしましたが、今後におきましても、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と、地域経済への影響を最小限とすべく、全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

次に、第12回全国和牛能力共進会出品支援についてご報告いたします。

本町における和牛の歴史は、昭和26年に島根県から5頭の雌牛を導入したのが始まりで、その後、昭和58年に足寄町和牛生産改良組合が設立され、「あしよろ和牛」の改良の向上を目指し、組合員が日々活動をしてまいりました。組合員の努力に

より改良成果をアピールする場である十勝・全道における共進会で、最高位賞を受賞するなどレベルの向上が図られております。

5年に一度開催される全国和牛能力共進会においては、平成14年に初出品し見事優等賞を獲得以降、平成24年度は繁殖雌牛群に2頭出品し優等賞6席、平成29年度においては繁殖雌牛群に1頭出品し優等賞5席を獲得するなど、全国レベルの改良に近づいてきております。

このたび、8月10日に北海道最終選抜会が開催され、繁殖雌牛群である第4区の十勝3頭1群のうちの1頭として大原裕樹氏の「みさき352の5」号が北海道代表に選考されたことから、10月6日から10日まで鹿児島県霧島市及び南九州市で開催される第12回全国和牛能力共進会に出品されることが決定いたしました。また、兼古照夫氏の「なっさん」号が北海道最終選抜会第2区若雌1において次点となったことから、補欠として同共進会に出品されることとなりました。

足寄町といたしましても、改めて足寄町和牛生産改良組合並びに飼育者の努力に敬意を表するとともに、北海道代表である本町からの出品牛が優秀な成績を収め、足寄町の和牛の飼育技術が全国的に評価されるよう期待しているところであります。

なお、全国和牛能力共進会の出品に要する経費につきまして、輸送費及び移動交通費、予防接種などの費用、飼育管理者の旅費等で約300万円を要することから、畜産振興の支援として足寄町和牛生産改良組合に対し、総額の2分の1である150万6千円を補助することとし、本定例会において補正予算を計上しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、全国和牛能力共進会出品支援についての行政報告とさせていただきます。

以上で行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を

終わります。

◎ 報告第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第7号予定価格1000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第7号予定価格1000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおりご報告をするものでございます。

令和4年5月24日から令和4年8月22日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定によりご報告をする工事または製造の請負は、2ページ及び3ページに添付しております別紙のとおり15件でございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第78号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第78号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第78号教育委員会委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、町教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町上利別273番地9、氏名、蓑島隆氏、昭和43年12月24日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和4年10月20日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

蓑島氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第78号教育委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第78号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第79号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第

79号年末年始の休日変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 5ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第79号年末年始の休日変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町の年末年始の休日は、条例によりまして12月31日から翌年の1月5日までと定められております。

しかし、国や北海道などと休日の期間が異なっておりますことから、十勝町村会といたしまして休日統一化への取り組みなどを踏まえまして、町民に対する行政サービスの利便性の向上を図るためにも、足寄町の休日に関する条例のほか、五つの条例を一括で一部改正する整備条例を制定いたしまして、年末年始の休日を改めようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、改め文の朗読につきましては、省略をさせていただきます。

6ページをご覧ください。今回改正しよういたします関係条例は6件でございます。6ページ記載の第1条では足寄町の休日に関する条例、第2条では足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第3条では足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第4条では足寄町児童館設置及び管理に関する条例、続いて7ページでございます。7ページ記載の第5条では、足寄町農業農村活性化施設の設置及び管理条例、第6条では足寄町畜産物処理加工施設設置及び管理条例、以上6つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

第4条から第6条による改正につつま

ては、施設の休館日を規定しているものでございまして、改正前をご覧いただきたいのですが、足寄町休日に関する条例の期間と若干異なっておりますが、今回改正後に記載しておりますとおり、いずれも12月29日から翌年の1月3日まで年末年始の休日にしよういたします改めるものでございます。

5ページにお戻りいただきまして、附則におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○2番（高道洋子君） 変更の理由が、説明によりますと国やら道と合わせてということ、統一したいというそれはよくわかりました。ここで、9月にこのたび条例改正を計上をしたのですけど、今回の9月に計上して12月に既に施行できるのではないかと思います。来年の4月1日という、5年のですね令和5年の4月1日にこれ延ばした理由は何か特に理由があるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） まず一つは、高道議員おっしゃいますとおり、今回9月の定例会で議決をいただきましたら、今年の12月から改めた年末年始の休日にすることは確かに可能でございます。

なぜ、令和5年12月以降から年末年始を変更することにしたかと申しますと、まず一つはですね、労使交渉の協議の結果というものもございまして。

もう一つは、今回議会に議決をお願いする条例は提案いたしました。そのほかに規則とか要綱等がございますけれど、こちらにそれぞれ、さらに福祉課で所管する施

設だとか、あるいは教育委員会が所管している総合体育館だとか温水プールだとか、ここにもいろいろ施設、検討協議しなければならない施設がございます。そのために、今後町民の皆様にも周知をすること、あるいは、関係機関との協議もございまして、ある程度期間を設けてまして令和5年から施行することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 規則等を町民に徹底するのに時間が要するという事はよくわかりましたけれども、この労使交渉でということはず、具体的にどういうことでしょうか。労働組合が反対したということですか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 反対というよりも、やっぱり先ほど御答弁申し上げたとおり、12月でも可能でありますけれど、住民の周知という期間をしっかりと取った後に変更したほうがいいのではないかと御意見等もございまして、そのようにしたものでございます。

○議長（吉田敏男君） 11番

○11番（木村明雄君） 年末年始の休日ということで、この休日については5日というふうに決まっているのかどうか。

それからまた、もう一つこれは私の考え、ちょっと感づいたことなのですが、29日から3日までということは5日なのですよね。ここで私はやっぱり正月でもあるし、もうこういう時代だし12月29日から1月5日頃までっていうふうなことであればどうなのかなという気がしたわけなのですけどその辺についてちょっとわからないものですから、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 年末年始の休暇でございますけれども、足寄町は今まで12月の29日から28日仕事納めやって29

日から、そして、じゃなかった、すいません、30日に仕事納めやって31日から1月の5日までということで、6日間の年末年始の休暇がございました。で、国だとか先ほどの総務課長のほうからもお話しさせていただいておりますけども国ですとか、それから道ですとか、それから消防などもですね、既に十勝と統一、統合したということなんかもあって、12月の28日に仕事納めをやって、29日から年末年始の休暇に入って、正月は1月の3日までの3日ということで休みになって、1月の4日から仕事を始めということで、期間的には6日間で足寄町が今まで従来やってきたのと、期間的には変わりません。6日間を、また6日間ということで期間的な部分は、全然今まで同様になっています。ただ、先ほどからも言いましたけども国ですとか北海道、それから消防なども皆一緒になっていますし、今回、先ほど話もありましたけど十勝町村会の中で、やはり国だとか北海道だとか合わせましょうということで、そういう取り組みをしていくと。

ほか十勝管内では既に平成30年から幕別町ですとか、令和元年からは池田町だとかということで、既にそういうことで国に合わせてやっているところもあるわけでありまして、また、十勝町村会もそういう流れを見ながらですね、やはり一緒にしていこうというようなことで、今年からほかのところも皆さん同じような形にしていくという、そういうことになっています。

足寄町としても、この9月に条例改正をさせていただいたのは、本来でいけば12月から、もしも、今年の12月からできればなというところもありまして、条例改正を、今回のこの9月の定例会でやれるようにということで取り組みを進めてきておりました。

ただ、やはり今まで長年ずっとやってきたものを変えるということですから、そこをやはり丁寧に対応していかなければなら

ないだろうということで、今年については来年から変わりますよ、来年から年末年始の休暇役場変わりますよってということと、それから来年になりました今年から変わりますよってということで、もうそういう周知をしながらですね、住民の人たちに今までとか年末年始の休暇が変わりますよといったところですね周知していこうという具合に考えて、今年ができれば今年からやればなあと思ったのですけども、1年延ばして、来年からやるということにさせていたいただきました。

やっぱり今回の9月の議会で、条例改正する部分ではですね、やはりなるべく町民の方たちに周知の期間を、なるべく長く取って行って、そんなにこう変わっても、そんなに多くの人たちが困るだとか、大変だとかってというようなことはないのだろうなどは思っておりますけども、一応そういうことで周知をきちんとしながら、丁寧な対応で年末年始で混乱が休暇で混乱だとかそういったことがないようにと、というような取り組みをさせていただこうというふうに思っているところであります。

それから休暇の期間についてはですね、やはりどこもやっぱり、年末年始6日間ありますので、そこについてはやはりこれまでどおり6日間ということで特にその拡大だとかというようなことはちょっと今のところは考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号年末年始の休日変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第79号年末年始の休日変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第80号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第80号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 8ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第80号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、労働者の妊娠、出産、育児等と仕事を両立できる職場環境の整備が求められている中、男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的に、非常勤を含めた職員が安心して育児休業を取得できる環境を国家公務員と同様に整備をするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に合わせまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。8ページ及び9ページの改め文につきましては朗読は省略をさせていただきます、新旧対照表によりご説明をいたしますので10

ページをお開き願います。

まず、第2条第4号アの（ア）につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するもので、子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件を緩和するものでございます。

続きまして、第2条第4号イ、それと下段になりますが第2条の3第3号、続いて11ページになりますが第2条の4につきましては、非常勤職員の育児休業取得を柔軟化するものでございまして、子の1歳到達日以降、これは1歳から1歳6か月までと、1歳6か月から2歳までにおける非常勤職員の育児休業に関しまして、夫婦交代での取得を各期間1回可能とするとともに、特別の事情がある場合についても柔軟な取得を可能とするものでございます。

11ページ下段になりますが、第3条につきましては、育児休業の取得回数の制限を緩和するものでございまして、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、育児休業計画書による申出は不要となりましたため、第5号を削除いたしまして、改正後の第7号は、再度の育児休業取得に係る任期付職員の任期の更新等は、非常勤職員と同様に扱うよう改めるものでございます。

12ページをお願いいたします。改正前では第2条の5の規定になりますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして第3条の2といたしまして、人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間を57日間と定めるものでございます。

第10条は、育児短時間勤務の終了の日から1年未経過の場合に育児短時間勤務をすることができる。特別な事情に関する第6号の規定中の文言を改めるものでございます。

9ページにお戻りいただきまして、附則におきまして第1条では、この条例は本年の10月1日から施行することについて、

第2条では経過措置について定めております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第81号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第81号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 加藤勝廣君。

○経済課長（加藤勝廣君） 議案書13ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第81号

足寄町新規就農者等誘致促進条例を一部改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は国の新規就農者育成総合対策実施要綱の制定により、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、令和4年度から新規に就農する方に対し就農準備資金、経営開始資金の交付等による新規就農支援が始まったことから、足寄町新規就農者誘致促進新規就農者等誘致促進条例別表1に上げる基準額から、新規就農者育成総合対策を含む新規就農者等を誘致促進するための国または北海道の事業による助成額を控除することとするものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行し令和4年4月1日から適用することとしております。

なお、14ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第81号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月15日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時28分 散会